

福岡県公報

平成十八年十月三十日
第二千六百一十号
増刊 ①

目次

訓 令(第十一号―第十三号)

○福岡県認証局運営規程を廃止する訓令 (行政経営企画課) ……………一

○福岡県認証局管理運営基本規程を廃止する訓令 (高度情報政策課) ……………一

○福岡県認証局監査規程を廃止する訓令 (高度情報政策課) ……………一

人事委員会

○公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定め

規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………二

訓 令

福岡県訓令第十一号

福岡県認証局運営規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十八年十月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県認証局運営規程を廃止する訓令

福岡県認証局運営規程(平成十四年八月福岡県訓令第十五号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(福岡県文書管理規程の一部改正)

2 福岡県文書管理規程(平成十六年一月福岡県訓令第一号)の一部を次のように改正

する。

第三十九条第一項中「認証カード行使者(福岡県認証局運営規程(平成十四年八月福岡県訓令第十五号。以下「運営規程」という。)第十条第二項に規定する認証カード行使者をいう。以下同じ。)」を「公印管守者」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「認証カード行使者」を「公印管守者」に改め、同条第五項中「運営規程第四条に規定する認証カード」を「地方公共団体の役職及び職責を認証するための証明書」に改める。

福岡県訓令第十二号

福岡県認証局管理運営基本規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十八年十月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県認証局管理運営基本規程を廃止する訓令

福岡県認証局管理運営基本規程(平成十四年八月福岡県訓令第十四号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県訓令第十三号

福岡県認証局監査規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十八年十月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県認証局監査規程を廃止する訓令

福岡県認証局監査規程(平成十四年八月福岡県訓令第十六号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年十月三十日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第四十号

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の水巻町の表備考中「水巻町役場事務分掌条例（平成七年水巻町条例第七号）」を「水巻町役場事務分掌条例（平成十八年水巻町条例第三十二号）」に改める。

別表の鞍手町の表本庁の項中「総務課の課長補佐」を「総務人権課の課長補佐」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県（総務部行政経営企画課）

印刷 福岡市博多区東比恵二丁目九番一號
九州チユーエツ株會社

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）